

### 第3節 全国技術交流派遣事業

#### (事業の目的)

第50条 全国技術交流派遣事業（以下「全国交流事業」という。）は、本県の青年農業者等を全国組織等が行う研修会に派遣し、県外青年農業者等との交流を行い、技術の向上及び経営者としての資質の向上を図ることを目的とする。

#### (事業の内容)

第51条 全国交流事業は、県外先進地の青年農業者等との交流をとおして、農業及び農家生活に関する調査研究を内容とする。

#### (事業の実施)

第52条 全国交流事業は、公社が栃木県及び関係機関団体等との協力のもとに実施するものとする。